

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県港湾管理規則等の一部を改正する規則	港 湾 課
◎ 告 示	
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正	漁 政 課
・海区漁業調整委員会の事務所の所在地	漁 業 振 興 課
・定置漁業の免許	〃
・保安林の指定の予定	林 政 課
・宅地建物取引業者に対する監督処分	都 市 政 策 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（2件）	〃
・公有水面埋立ての免許（2件）	港 湾 課
・港湾計画の変更の概要	〃
◎ 公 告	
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（3件）	経 営 支 援 課
・土地改良区の定款変更の認可（2件）	農 村 整 備 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
・都市計画の図書の縦覧（2件）	都 市 政 策 課
◎ 監査委員公表	
・令和2年度長崎県公営企業会計定期監査結果に対する措置の公表	監 査 事 務 局
◎ 正 誤	
・令和2年11月6日付け長崎県公報第10968号中	港 湾 課

規 則

長崎県港湾管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第49号

長崎県港湾管理規則等の一部を改正する規則

（長崎県港湾管理規則の一部改正）

第1条 長崎県港湾管理規則（昭和51年長崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その2、様式第1号その4から様式第1号その7まで、様式第1号その10から様式第1号その14まで中「㊤」を削る。

様式第1号その16及び様式第1号その17中「印」を削る。

様式第1号その18、様式第2号、様式第4号から様式第9号まで、様式第12号その1、様式第12号その2、様式第14号及び様式第15号中「㊤」を削る。

(長崎県営港湾ターミナル条例施行規則の一部改正)

第2条 長崎県営港湾ターミナル条例施行規則（昭和34年長崎県規則第39号）の一部を次のように改正する。

「申請者 住所
職業
氏名 ㊤
様式第1号及び様式第2号中 保証人 住所 を
職業
氏名 ㊤」
「申請者 住所
職業
氏名
保証人 住所 に改める。
職業
氏名
(保証人自署)」

様式第3号中「㊤」を削る。

(長崎県県営空港条例施行規則の一部改正)

第3条 長崎県県営空港条例施行規則（昭和47年長崎県規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

様式第2号中「印」を削る。

様式第3号中「4）申請者の氏名の記入は、記名押印又は署名によるものとする。」を削る。

様式第4号から様式第8号まで中「㊤」を削る。

(長崎空港内外連絡通路管理条例施行規則の一部改正)

第4条 長崎空港内外連絡通路管理条例施行規則（平成8年長崎県規則第66号の3）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊤」を削る。

(長崎県海岸占用料及び土石採取料徴収等規則の一部改正)

第5条 長崎県海岸占用料及び土石採取料徴収等規則（平成12年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号まで中「㊤」を削る。

(長崎県海域管理条例施行規則の一部改正)

第6条 長崎県海域管理条例施行規則（平成16年長崎県規則第61号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第9号まで中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第779号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年12月15日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表(第2条関係) 水産加工流通課関係						別表(第2条関係) 水産加工流通課関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～12 略						1～12 略					
13	長崎県 食料産 業・6 次産業 化交付 金	多様な事 業者の連 携の下 で、農山 漁村が有 する地域 資源を活 用して新 たな付加 価値を生 み出す6 次産業化 の取組等 の推 進 を図る。	次に掲げる事業 に要する経費 食品産業の輸出 向けH A C C P 等対応施設整備 事業 ア 施設等整備 事業 イ 効果促進事 業	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 基準に よる。	市町						
14	長崎県 輸出向 けH A C C P 等対応 施設整 備緊急 対策事 業交付 金	海外ニー ズに対応 した輸出 への取組 を緊急 的・集中 的に支援 する。	次に掲げる事業 に要する経費 ア 施設等整備 事業費 イ 効果促進事 業費 ウ 附帯事務費	ア及び イ 2 分の 1以 内。 ただ し、 イの 事業 費は 、ア の事 業費 の20 パー セン ト以 内と する 。 ウ 定 額	市町						
15	養殖業 継続・ 再生緊 急対策 事業費 補助金	豪雨など の自然 災害等 により大 規模な養 殖被害を 受けた地 域の養殖 業の早期 再建を図 る	漁業協同組合が 被災した養殖種 に代わる代替種 苗を購入し、養 殖業者に供給す る場合の種苗購 入経費（輸送経 費を含む。）で あって、補助対 象者が3分の2	2分の 1以内	市町						

		。	以上を補助する 場合の当該補助 に要する経費		
16	養殖施設等の災害等対策支援事業費補助金	台風などの自然災害等により大規模な養殖被害を受けた地域の養殖業の早期再建を図る。	(1) 代替魚等導入支援事業 災害等により滅失した養殖生産物に代わり養殖する代替魚等の導入に要する経費 (2) 養殖施設等復旧支援事業 災害等により損壊した養殖施設等の復旧に要する経費	3分の1以内	市町、漁業協同組合、養殖業者等

長崎県告示第780号

漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第12条の規定に基づき海区漁業調整委員会の事務所の所在地を次のように定める。なお、海区漁業調整委員会の事務所の所在地（平成22年長崎県告示第113号）は、廃止する。

令和2年12月15日

長崎県知事 中村 法道

海 区 名	事務所の所在地	
長崎県南部	長崎市尾上町3番1号	長崎県庁内
長崎県北部	佐世保市天満町1番27号	県北振興局内
五島	五島市福江町7番1号	五島振興局内
対馬	対馬市厳原町宮谷224番地	対馬振興局内

長崎県告示第781号

令和2年12月14日付けをもって次のとおり定置漁業を免許したので公示する。

令和2年12月15日

長崎県知事 中村 法道

1	漁場計画の公示の際の公示番号	長崎県告示第606号
2	免許番号	別表のとおり
3	漁業権者の住所及び氏名	別表のとおり
4	免許の内容たるべき事項	
	(1) 漁業の種類及び名称	別表のとおり
	(2) 漁業の時期	別表のとおり
	(3) 漁場の位置	別表のとおり
	(4) 漁場の区域	別表のとおり
5	制限又は条件	別表のとおり
6	地元地区	別表のとおり
7	存続期間	令和2年12月14日から令和5年8月31日まで

免許 番号	漁業権者		免 許 の 内 容			た る べ き 区 域		制 限 又 条 件	地元地区
	住所	氏名 又は名称	漁業の種類 及び名称	漁業の 時期	漁場の 位置	区 域	基 点		
北定 第9号	長崎県平 戸市生月 町壱部浦 168番地2	生月漁業 協同組合	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 平戸市 生月町 壱部浦 正前 地先	次の1、イ、 ロ、2の各点を 順次結んで1に 至る各直線に よって囲まれた 区域	1 平戸市生月町壱部浦 正前沖防波堤標識A (同防波堤南端から 北方65メートル接 合部) 2 同市同町壱部浦正前 沖防波堤標識B (1から防波堤沿い に北方250メートル のところ)	イ 1から120度350メートル のところ ロ 2から75度450メートル のところ	平戸市 生月町
北定 第10号	長崎県平 戸市生月 町壱部浦 168番地2	生月漁業 協同組合	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 平戸市 生月町 壱部 加勢川 地先	次の1、イ、 ロ、2の各点を 順次結んだ各直 線と最高高潮時 海岸線によって 囲まれた区域	1 平戸市生月町壱部加 勢川波止南端 2 同市同町壱部加勢川 防波堤標識 (1から防波堤沿い に北方275メートル の階段部)	イ 1から105度450メートル のところ ロ 2から70度450メートル のところ	平戸市 生月町

長崎県告示第782号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
令和 2 年12月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
対馬市厳原町久和字中原198の16・198の17（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、198の13、198の45
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中原198の13・198の16（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第783号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり処分したので、同法第70条第 1 項の規定により告示する。
令和 2 年12月15日

長崎県知事 中村 法道

商号又は名称	代表者氏名	事務所所在地	処分の内容
佐世保土地建物株式会社	伊藤 守	佐世保市白岳町107-11	免許の取消し（取消日 令和 2 年12月 3 日）

長崎県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。
令和 2 年12月15日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路 線 名 勝本石田線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
壱岐市芦辺町深江栄触字清水504番 3 地先から 壱岐市芦辺町深江栄触字清水504番 1 地先まで	前	13.0～59.4	62.9	
	後	13.0～62.6	62.9	

長崎県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月15日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 渡良浦初瀬線	壱岐市郷ノ浦町坪触字川ノ上2339番 1 地先から 壱岐市郷ノ浦町坪触字川ノ上2341番 1 地先まで	令和 2 年12月15日

長崎県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月15日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	長崎市布巻町字瓜生川936番 1 地先から 長崎市布巻町字瓜生川934番 4 地先まで	令和 2 年12月15日

長崎県告示第787号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和 2 年12月15日

勝本港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての免許年月日

令和 2 年12月 3 日

2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号

3 埋立区域

ア 位置

長崎県壱岐市勝本町勝本浦字黒瀬298番 2、298番 2 に隣接する白地、字本浦105番24、105番24及び105番 4 に隣接する白地の地先公有水面

イ 区域

省略（出願時縦覧図書のとおり）

ウ 面積

1,582.74平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県壱岐市勝本町勝本浦字黒瀬298番 2、298番 2 に隣接する白地、字本浦105番24、105番 4、105番 24及び105番 4 に隣接する白地、同白地に隣接する道、並びに同地先公有水面

イ 区域

省略（出願時縦覧図書のとおり）

ウ 面積

14,038.34平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地

長崎県告示第788号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和 2 年12月15日

勝本港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての免許年月日

令和 2 年12月 3 日

2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 壱岐市

所在地 長崎県郷ノ浦町本村触562番地

代表者の氏名 壱岐市長 白川 博一

代表者の住所 長崎県郷ノ浦町本村触562番地

3 埋立区域

ア 位置

長崎県壱岐市勝本町勝本浦字黒瀬298番 2 に隣接する白地及び字本浦105番24並びに105番 4 に隣接する白地の地先公有水面

イ 区域

省略（出願時縦覧図書のとおり）

ウ 面積

2,339.59平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県壱岐市勝本町勝本浦字黒瀬298番 2 に隣接する白地、字本浦105番24及び105番 4 に隣接する白地、同白地に隣接する道、並びに同地先公有水面

イ 区域

省略（出願時縦覧図書のとおり）

ウ 面積

4,664.38平方メートル

5 埋立地の用途

多目的広場用地

長崎県告示第789号

港湾法（昭和25年法律第218号）第 3 条の 3 第 9 項の規定により、郷ノ浦港港湾計画（平成24年長崎県告示第291号）を変更したので、概要を次のとおり告示する。

令和 2 年12月15日

郷ノ浦港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 中村 法道

1 港湾計画の変更の概要

(1) フェリー埠頭及び旅客船埠頭計画

地区名	施設	数量	水深 (メートル)	延長 (メートル)	面積 (ヘクタール)	備考
郷ノ浦	小型栈橋	1 基	—	—	—	
	岸壁	1 バース	6	153	—	既設
	埠頭用地	—	—	—	1	既設

- 2 港湾計画の縦覧場所
長崎市尾上町 3 番 1 号
長崎県土木部港湾課

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第 8 条第 3 項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和 2 年12月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン佐世保ショッピングセンター
長崎県佐世保市島瀬町10番 9 号
- 2 届出の概要
 - ①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
 - ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から 1 月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第 8 条第 3 項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和 2 年12月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン佐世保白岳ショッピングセンター
長崎県佐世保市白岳町50番 1
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から 1 月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年12月15日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン大塔ショッピングセンター

長崎県佐世保市大塔町14番2 外5筆

2 届出の概要

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 朝長 則男

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年7月25日総代会議決）について、次の事項を除いて認可した。

令和2年12月15日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名

壱岐北部土地改良区

認可年月日

令和2年12月4日

認可しなかった事項

変更後の定款第19条第2項「前項の理事定数のうち、4人は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。」の追加

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和元年8月9日総代会議決）を認可した。

令和2年12月15日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名

芦辺北部土地改良区

認可年月日

令和2年12月3日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、諫早市長から公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成業務）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年12月15日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	終 了 日
諫早市全域	令和2年11月12日から 令和3年3月19日まで

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年12月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画公園 2・2・223号 みなみ公園 （諫早市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年12月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画ごみ焼却場 多良見町ごみ焼却場 （諫早市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

監査委員公表**監査委員公表第8号**

令和2年10月2日付R02-21000-00607の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月15日

長崎県監査委員	濱 本 磨毅穂
同	砺 山 和 仁
同	浅 田 ますみ
同	ご う まなみ

2 交 管 第 9 5 号
令和2年11月27日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	浅田	ますみ	様
長崎県監査委員	ごう	まなみ	様

長崎県知事 中村 法道
(公 印 省 略)

令和2年度長崎県公営企業会計定期監査結果に
係る措置について（通知）

令和2年10月2日付けR02-21000-00607の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和 2 年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県交通事業会計 所管部局：交通局

【1 指摘事項】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
ア 破産更生債権等について 決算時において未収金計上後 6 月以上経過し、回収に注意を要する破産更生債権等の当年度末の額は、60,420千円と前年度末の60,395千円から25千円増加しているが、同債権にかかる債務者の 6 月以上経過していない未収金を加えた額で比較すると60,913千円となり、前年度末の61,040千円から127千円減少している。 破産更正債権等に分類され、さらなる未収金の発生が懸念される債務者の債権については、一定期間の経過の有無に拘わらず、直ちに破産更正債権等として整理した方が、より実態を反映したものになると思われるため、分類基準について見直しを検討されたい。 また、新たな未収金の発生を防止するとともに、必要に応じ速やかな法的措置を講じるなど、適正な債権管理に努めること。	令和元年度末の破産更生債権等については、債務者に対する督促等に努めた結果、10月末までに、計499千円の回収を行った。 破産更生債権等への整理については、「長崎県交通局貸倒引当金に関する基準」により、管理し、未収金等の態様によって適切な対応に努めているが、その分類基準の運用に当たっては、より実態を反映したものとなるよう努めるとともに、今後とも、引き続き未収金の回収を進め、新たな未収金を生じさせないように、適正な債権管理に努めていく。

【2 意見】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
ア 経営状況について 当年度の営業損益及び経常損益については、いずれも損失が生じ、営業損益で1,588万円、経常損益で637万円、前年度より収支が悪化している。 収支が悪化した要因は、軽油費の減などにより営業費用は減少したものの、それ以上に令和 2 年 2 月以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による運輸収入の減のため、営業収益が減少したことによるものである。 当年度の事業収支については、純損失が 2 億7,056万円、前年度より484万円悪化している。 また、流動比率は82.1%となっており、前年度より21.0ポイント悪化している。 少子高齢化による人口減少やその他交通事業を取り巻く厳しい課題に加え、新型コロナウイルス感染症のように経営に影響を及ぼす新たな環境変化も見られることから、令和 2 年度から新設された経営戦略室を中心として経営計画の見直しを行うなど、さらなる収支の改善に努める必要がある。	交通局においては、平成30年 3 月に策定した中期経営計画に基づき、経営の健全性の確保を前提に、地域に必要な生活交通の確保と本県観光振興への貢献を基本として、県民生活の維持・向上に努めていることとしている。 今年度においては、乗合事業及び貸切事業とともに、新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることから、給与見直しによる人件費の削減や、バス購入の見直し等による投資事業の抑制など、支出の削減に努めている。 今後、様々な環境変化に対応するため、経営計画の見直し等を実施し、交通局全職員一体となって同計画に沿った取組を推進していく。
イ 事故発生の防止について 令和元年度は、交通違反に起因する人身事故や、不注意による追突事故など、輸送の安全性の確保をゆるがす大きな事故が発生し、結果として、事故処理費用支出が増加している。これは、翌年度保険料契約の増額にも繋がることから、経営に与える影響も看過できない。 交通局としても乗務員等への安全教育等を計画的に実施されているとのことではあるが、公共交通機関として輸送	交通局においては、重大事故の多発を重く受け止め、交通事故防止に向け、①乗務員への安全教育の機会増、②事故防止のための 5 つの取組の重点化、③幹部職員が営業所に出向いて安全意識共有のための対話の実施などにより、全職員の安全意識の共有化に努めている。 今後とも交通局全職員が一体となって事故防止に

の安全性の確保は重要であるため、今後とも事故発生防止に向けて、研修内容の見直し、職員の意識啓発などのさらなる対応策を講じ、安全運行に努める必要がある。

取り組み、県民からの信頼回復に努めていく。

2 長振港漁第376号
令和2年11月27日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	浅田	ますみ	様
長崎県監査委員	ごう	まなみ	様

長崎県知事 中村 法道
(公 印 省 略)

令和2年度長崎県公営企業会計定期監査結果に
係る措置について（通知）

令和2年10月2日付けR02-21000-00607の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和2年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県港湾整備事業会計 所管部局：長崎港湾漁港事務所

【1 指摘事項】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
ア ヤギ・羊による除草の効果検証について 前年度及び当年度、福田神ノ島地区の未売却地の除草を行うに当たり、ヤギ・羊による除草を行った場合の「効率性や経済性について効果の検証を行って、今後の県有地管理の一手段として導入していけるかを検討する」ことを目的として、NPO法人と委託契約を締結している。 当年度の同委託契約（契約期間：令和元年5月15日～11月8日）の終了後の令和2年3月には、長崎港湾漁港事務所において、前年度及び当年度に実施したヤギ・羊による除草等業務委託にかかる効果検証をとりまとめている。 しかし、委託期間終了後、当事務所が行った検証結果のとりまとめが令和2年3月下旬と遅れたこともあり、検証で効果的とした2月末からのヤギ・羊の放牧開始が実施できず、また、費用対効果の分析では、ヤギ・羊による除草のための条件整備に係る費用を含めていないなどの確な分析がなされているとは認め難い。 改めて前提となる管理目標や条件、費用等を再整理して検証内容を見直し、とりまとめを行うこと。	年間を通じた雑草の伸び状況を把握したうえで、改めて条件整備にかかる正確な費用算出の検証を行います。 また、本年度に実施した人的（機械）除草の状況も踏まえ、除草の効果検証について、年度末までに取りまとめてまいります。
イ 土地の貸付について 漁協に使用料を免除して貸し付けている毛井首地区の土地について、同土地の地先の物揚場等の港湾施設が袋地になっており、当該港湾施設を利用する上で支障となりかねない。このため、会計閉鎖後も含め、今後引き続き貸付を継続する場合は、通行可能なスペースを確保できるよう条件を付すなど、当該港湾施設の利用に支障が出ないような方策を講じること。	通行可能なスペースを確保できるよう条件を付し、当該港湾施設の利用に支障がでないような方策を講じることとしております。
ウ 工事監督支援業務委託について (1)長崎港公営企業港湾整備工事に係る工事監督支援業務委託について、当初設計時の対象工事が、箇所数（15箇所→5箇所）、金額（7.5億円→1.1億円）とも大幅に減少したにもかかわらず、当該支援業務に係る業務量は変わらないとして、対象工事の減少による減額の検討は行っていない。 長崎港湾漁港事務所によると、各工事に係る支援業務の一部を限定して受託者に行わせ、残りの業務は事務所職員で行うこととしていたが、対象工事の減少に伴い、変更後の全工事で支援業務の対象となる全ての業務を行わせることで、業務量の減少はないとしている。 しかし、実際の発注では、仕様で業務の内容を限定しておらず、受託者は当初設計時の対象工事で当該支援業務に係る全ての業務を行う前提で落札しているため、この契約において対象工事の減少は、そのまま業務量の減少に繋がると認められる。 業務を外部に委託する場合は、発注する段階で契約内容	長崎港公営企業港湾整備工事（工事監督支援業務委託）について、対象工事の箇所数が多いことから、工事監督支援業務で対象とする業務の全てを行わせることは想定していませんでしたので、今後、このような場合は特記仕様書に明示することとします。また、業務内容に変更が生じたときは、協議簿による書面对応を徹底します。 また、工事監督支援業務は、配置する職員で対応が困難な場合に限り、応急的に必要とする確実な技術力を確保できる措置であり、恒常的に発生するものでないことから、外部委託が有用な手法と考えていますが、今後は、より適正な執行を図っていきたいと考えています。

を明確にして仕様を定めるとともに、契約内容に変更が生じたときは変更契約等の手続きを適切に行うこと。 また、工事監督支援業務の実施に当たっては、外部委託だけでなく、新たに職員を配置する方法も含めて、経済性を念頭に置いた検討を行うこと。	
(2)当該支援業務の対象工事の「長崎港神ノ島地区整備工事（園路土工）」について、その工事費の一部が資本的支出として福田神ノ島地区土地に計上されているにもかかわらず、当該支援業務は職員を補助する役務の提供であるとして委託料を人件費（事務費）と整理したため、その全額を収益的支出として計上している。 しかし、工事監督支援業務の委託料は、工事に伴って生じた請負業務に係る経費であり、委託料のうち資本的支出に該当する工事に付随して生じた業務分は、資本的支出に係る経費として適切に計上する必要がある。 適正な会計処理を行うこと。	委託料のうち資本的支出に該当する工事に付随して生じた業務分は、資本的支出に係る経費として計上いたします。
エ 国有資産等所在市町村交付金について 沖平地区の未売却地のうち、国立研究開発法人水産研究・教育機構に貸付を行っている土地については、貸付契約が年度更新であることを理由に国有資産等所在市町村交付金の算定対象に含めていない。 しかし、短期間の貸付であっても、貸付契約の更新の結果、長期間にわたって特定の区画を特定の者が使用している状態となっている場合は算定対象となることから、上記の土地を算定対象に含めて、同交付金の交付額を適正に算定すること。	国立研究開発法人水産研究・教育機構に貸付を行っている土地について、今後は算定対象に含め、関係市町村へ通知することとしております。

令和2年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県港湾整備事業会計 所管部局：長崎港湾漁港事務所

【2 意見】

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
ア 経営状況について 当年度の事業収支は、純損失が1億2,633万円となっており、その結果、累積欠損金は23億3,760万円に増加している。 当年度は、福田神ノ島地区の土壌汚染対策に係る地質調査等により測量調査費が前年度に比べ1億1,744万円増加した一方で、土地売却益が前年度に比べ1億67万円増加し、また、たな卸資産の時価評価などによる資産減耗費が前年度に比べ9,699万円減少したことなどから、単年度収支は改善している。 また、累積欠損金が多額となっているが、自己資本金が83億6,394万円と大きく、累積欠損金を加味した資本合計額は65億5,344万円であり、預金も25億988万円を有していることから、経営に支障はない。 当会計には土地造成に係る借入金等もなく、売却による収益はそのまま当年度の資金増となる状況にある。 当会計は令和2年度末に閉鎖されることとなっており、過去に投下した資金を回収する観点からも、積極的に土地売却を推進すべきである。	当会計の経営状況については、土地の原価割れ売却などにより、繰越欠損金を有する状況に加え、平成26年度の地方公営企業会計基準の見直しに伴い、たな卸資産の評価について低価法が義務付けられたことにより、多額の累積欠損金を計上しております。 しかしながら、平成19年度に借入金の全額償還を行っており、平成28年度には住宅団地マリンヒル三京を販売、工業団地においては、平成30年度は4件、令和元年度は5件を売却し、令和2年度はこれまでに1件を分譲決定するなど過去に投下した資金の回収に努めています。 今後も、未売却地の早期売却を図ってまいります。
イ 土地売却について 当会計における分譲用の造成土地の売却実績は、当年度においては5件、15,636㎡であり、前年度より676㎡減少しており、当年度の売却目標（20,000㎡）も達成していない。 この結果、当年度末の長期貸付土地を除く未売却地はまだ17.2haあり、そのほとんどは福田神ノ島地区に残っている。 当年度の売却促進の取組としては、福田神ノ島地区において、販売単価の見直しや土地購入者の土壌汚染対策に係る負担軽減のための地質調査の実施、土壌汚染対策に要する費用を補助する制度の創設などにより売却条件の向上を図っている。このほか、引き合いがあった企業との継続的な情報交換、県や長崎市の企業誘致所管部局と連携しながらの営業活動などを行いながら売却促進に努めているところであるが、関係部局等とのより一層の連携を図りながら、令和2年度末の当会計閉鎖に向けて、さらなる売却促進に注力すべきである。	令和2年11月30日現在の土地売却状況については、沖平地区で1件（約1,500㎡）を分譲決定しております。 福田神ノ島地区及び沖平地区においては、令和2年度において、一部区画において鑑定評価による価格に見直しのほか、分割分譲可として再公募するなど、売却促進に努めてまいります。 また、分譲チラシやホームページ等を活用しての公告宣伝や、土地の引合いのあった相手先企業と継続的な情報交換を積極的に行っております。今後も、継続して企業誘致部局と連携しながら、残る土地のさらなる売却促進に努めてまいります。
ウ 非売却地の移管について 会計閉鎖に向けた取り組みのうち非売却地の移管推進業務については、「会計閉鎖対策検討会議」において、非売却地を長崎市へ移管できるもの、県内部へ移管するもの、隣接の民間への売却等を行っていくものなど5区分に分類して、市への移管や隣接者への売却等の交渉を行っている。	令和2年度は、小江地区等において6件を長崎市等に移管しております。また、三重地区等において20件、隣接者へ払い下げを行っております。 移管可能箇所については、随時、条件整備を実施しており、完了後、長崎市へ移管を行うこととしております。

当年度の実績は、受入内諾を得た土地はあるものの移管実績はなく、民間への売却が3件（926㎡）となっている。

令和2年度末の当会計閉鎖に向けて、非売却地の移管推進業務を着実に進めていくべきである。

正 誤

令和2年11月6日付け長崎県公報第10968号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1693	10	○押印見直しにおける港湾課所管各規則の改正告示 港湾課	(削る。)
1695	43	長崎県告示第705号	(削る。)
1695	44～45	(削る。)	
1696～1746		(削る。)	

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二一一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥
印刷